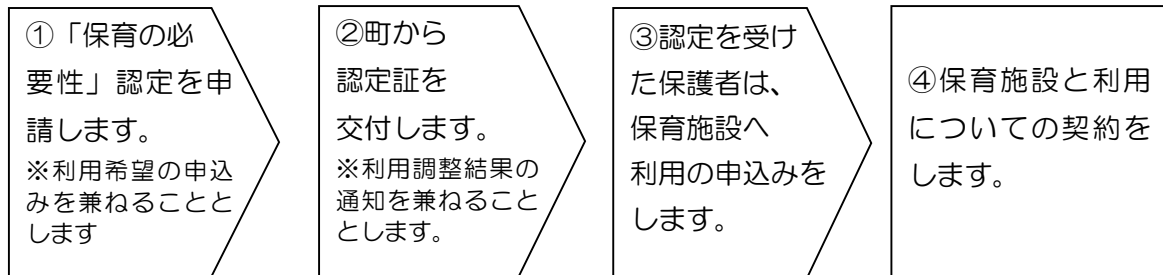


# 令和5年度 保育施設 入所案内

保育所・認定こども園等の利用を希望する児童の保護者の方は、入所申込みの前に、保育の必要性の度合いによる保育利用の認定を受けることになります。児童の保護者のいずれもが下記のいずれかに該当し、その児童について保育の必要性が認められる場合であり、かつ同居の親族その他の者もその児童を保育することができない場合に保育の利用が認定されます。

その際、就労等の状況により8時間もしくは11時間のいずれかの保育を認定します。



## ○保育の必要性の認定となる基準について

保育を必要とする理由		保育の必要量
就労（家庭内・家庭外）	1月において48時間以上労働していることを常態としていること	月の就労時間が48時間以上120時間未満 <b>保育短時間（8時間）</b>
		月の就労が120時間以上 <b>保育標準時間（11時間）</b>
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	<b>保育標準時間（11時間）</b>
保護者の疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	<b>保育標準時間（11時間）</b>
親族の介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること	<b>保育標準時間（11時間）</b>
災害・復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	<b>保育標準時間（11時間）</b>
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること	<b>保育短時間（8時間）</b>
就学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること	就労の場合に準じて認定
	職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること	就労の場合に準じて認定
虐待・DV	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること	<b>保育標準時間（11時間）</b>
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること	<b>保育標準時間（11時間）</b>

育児休業取得中	育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること	保育短時間（8時間）
上記の掲げるもののほか、上記に類すると町長が特に認める状態であること		事由を勘案して上記に準じて認定

※求職活動の場合でも90日を限度として保育利用の申し込みができます。ただし、就労することが前提となりますので、就労開始後「就労証明書」を提出していただき、保育の認定期間を変更することになります。

☆申請に基づく認定の区分は下表のとおりです。

区分	保育を必要としない		保育を必要とする	
満3歳～就学前	1号認定	教育標準時間認定	2号認定	保育標準時間（11時間まで） 保育短時間（8時間まで）
満3歳未満			3号認定	保育標準時間（11時間まで） 保育短時間（8時間まで）
利用施設			幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園

#### 《保育の認定申請の手続き》

- 1 申請書提出先 **教育課こども係又は各保育所**
- 2 申請期間 **令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ※期限厳守**
- 3 提出書類
  - (1) 教育・保育給付認定申請書
  - (2) 教育・保育給付認定現況届
  - (3) 保育することができない家庭の状況を確認するため、次表で該当する父母及び家族全員（学生等を除く）の証明及び確認書類
  - (4) 令和4年1月2日以降石川町に転入された方については、令和4年1月1日時点でお住まいの市町村長が発行する課税額証明書を提出してください。
  - (5) その他
    - ※ 保育料は、口座振替納付となります。口座振替手続きは、金融機関（郵便局含む）でできます。口座振替依頼書は金融機関にありますので、通帳とお届け印を持参のうえ金融機関で手続きをお願いします。
    - ※ 入所申込みが同一世帯で同時に2名以上になる場合は、提出書類(3)(4)は2人目からコピーでも差し支えありません。

記入漏れや添付書類の不足等が無いよう書類の作成をお願いいたします。

○保育することができない家庭の状況を確認するための書類

区 分	証明及び確認書類	備 考
会社等に勤務している方 自営業の方	・就労証明書	必ず事業所の担当者が記入。自営業の場合は社会保険適用事業所以外なら保護者記入可
農業に従事している方	・「農業委員会」による農業従事確認書	石川町農業委員会事務局(石川町役場内)で確認を受けて下さい。
出産前後の方	・母子手帳の写し(住所、氏名等の記入欄、出産予定日、出産日記入欄のページの写し)	出産日または出産予定日の前後8週間の利用ができます。
病気や障がいのある方	・疾病等の状況がわかるもの(診察券の写し、診断書など) ・身体障害者手帳等の写し	病気や障がいのある方の証明書を提出して下さい。
病人等を常時介護している方	・疾病等の状況がわかるもの(診断書など) ・身体障害者手帳等の写し ・「民生委員」による疾病・看護等確認書	介護されている方の証明書を提出して下さい。
就学(学生)、職業訓練中等の方	・在学証明書など	児童の保護者で就学されている場合に提出して下さい。
就業先が決定している方 や開業準備中の方	・保育利用申立書 ・内定通知や自営業の開業計画書(任意様式)	90日間の保育を利用できません。
求職中の方	・保育利用申立書 ・ハローワークカードの写し、内定通知など	

#### 4 その他特別な保育の申込

土曜日終日保育及び延長保育を希望される場合には、上記の提出書類の他、別途申込書が必要となりますので各保育所等におたずねください。

#### 5 年度途中の入所申込

教育課こども係及び各保育所で随時受付します。ただし、入所者が定員を超えている場合は、入所希望時期に入所できないことがあります。

**※入所希望の2ヶ月前の10日までに申請を行なってください。10日を過ぎた場合は3ヶ月後からの入所申込みとさせていただきます。原則、途中入所の方の入所日は1日となります。**

(例) 11月1日入所希望 ⇒ 9月10日までに申請(9月11日の申請の場合⇒12月1日入所希望の受付となります。)

#### 6 慣らし保育の実施

児童が保育施設での生活に慣れるまでの間(1歳児未満は約2週間、1歳児以上は約1週間)、慣らし保育を実施しています。慣らし保育の実施中は午前だけの保育になるので、保護者の皆様のご協力をお願いします。

※施設での受入準備がありますので、期間に余裕を持ってお申し込みください。

※保育所(園)への入所決定にあたっては、書類審査等により保育の必要性等を総合的に判断し、保育の必要性の高い方を優先いたします。申込みの受付順ではありません。

《保育の認定について》

- (1) 保育所への入所は、書類審査や面接等により保育の必要性を総合的に判断し、保育の必要性の度合いの高い方を優先して行います。認定申請の受付順ではありません。
- (2) 年度当初の保育認定及び利用調整の結果は、2月末に通知します。  
年度途中の入所の場合は随時通知します。
- (3) 利用を希望する施設が定員を超えた場合などについては、施設の利用調整を行い、第1希望以外の保育所へ申込みしていただくことがあります。
- (4) 認定申請書の内容に変更があった場合や、申込みを辞退する場合には速やかに教育課こども係へご連絡ください。
- (5) 申込内容に虚偽があった場合は入所できないことがあります。
- (6) 求職中で保育の利用を希望される場合は、90日を限度に保育の利用ができます。

《利用者負担（以下「保育料」という。）について》

- (1) 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化となり、3歳から5歳児（小学校就学前）までの保育料が無償となりました。また、0歳から2歳児の住民税非課税世帯についても無償化の対象となります。
- (2) 保育料は、入所児童の年齢及び父母の住民税の課税額によって決められますが、家計の中心となる方が父母以外の場合は、その方の住民税も合算されます。（世帯分離の方も含めます。）  
※父母が青色申告の専従者給与の対象の方や、父母ともに住民税非課税の場合などでは、父母以外の家計の中心となる方（家計の主宰者）の課税額により保育料の決定をします。
- (3) 令和5年4月から8月までの保育料は令和4年度の住民税、9月から翌年3月までは令和5年度の住民税により保育料を決定しますので、収入がない方も必ず住民税の申告を行ってください。（転入された方は、算定期間に応じて前住所地発行の所得課税証明書により決定しますのでそれぞれ算定時にご提出いただくようになります。）
- (4) 未申告等により住民税が未確定の方は、暫定的に保育料を決定します。この場合は、申告が済み次第、教育課へ連絡してください。その際、手続き終了後保育料を確定し、税額に変更があった場合は、遡って保育料を更正し追加徴収となる場合がありますのでご了承ください。
- (5) 年度途中で誕生日が来ても令和5年度中の保育料は変わりません。
- (6) 同じ世帯から2人以上が利用する場合は、下記のとおりです。

区 分	保育料の額
2人目の児童	半額
3人目以降の児童	0円

- (7) 母子世帯等や在宅障がい児（者）のいる世帯で、保育料徴収金の階層区分が2階層、3階層にあたる世帯は、保育料が軽減されます。保育料の軽減には確認が必要ですので、該当されると思われる方は、教育課こども係にお問合せください。

## 《給食費について》

令和元年10月より3歳から5歳児（小学校就学前）などを対象に保育料が無償化となりました。この無償化に伴い、給食費については実費徴収となるところですが、子育て世帯の負担軽減と更なる子育て支援の充実を図るため、3歳以上の給食費（副食分）への補助を実施します。

町立保育所・・・無料（主食については今までどおり持参となります）

町立以外の施設・・・4,500円/月額を補助

（※1・2号認定子どもに係る副食費の徴収免除対象者以外）

### ○教育徴収基準額（1号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）
定義		3歳以上児
		教育標準時間
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
2	第1階層を除き、前期保育料については前年度分、後期保育料については当該年度分の町民税所得割課税額の区分が、次の区分に該当する世帯	
	町民税非課税世帯 （町民税所得割非課税世帯を含む）	
3	町民税所得割課税 77,100円以下	
4	町民税所得割課税 77,101円以上211,200円以下	
5	町民税所得割課税 211,201円以上	

○保育徴収基準額表（2・3号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）			
定義		3歳未満児		3歳以上児	
		保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円		
2	町民税 非課税世帯	0円	0円		
3A	町民税所得割課税 均等割課税のみ	12,800円	12,700円		
3B	町民税所得割課税 48,600円未満	17,500円	17,300円		
4A	町民税所得割課税 48,600円以上64,800円未満	20,700円	20,400円		
4B	町民税所得割課税 64,800円以上81,000円未満	23,900円	23,500円		
4C	町民税所得割課税 81,000円以上97,000円未満	27,000円	26,600円		
5A	町民税所得割課税 97,000円以上121,000円未満	31,300円	30,900円	0円	0円
5B	町民税所得割課税 121,000円以上145,000円 未満	35,600円	35,200円		
5C	町民税所得割課税 145,000円以上169,000円 未満				
6	町民税所得割課税 169,000円以上301,000円 未満	40,000円	39,500円		
7	町民税所得割課税 301,000円以上397,000円 未満				
8	町民税所得割課税 397,000円以上				

※ 年収360万円未満相当に対応する市町村民税所得割課税額を含めた軽減措置

(1) 要保護世帯に係る特例措置

ア) 要保護世帯等に該当する場合における世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定こどもについては77,101円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む。）を除く。）、保育認定こどもについては48,600円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）の利用者負担額について、1,000円を軽減し半額とする。

イ) 保育認定こどもについて、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属するものが要保護者等に該当する場合における世帯の市町村民税所得割合算額が、48,600円以上77,101円未満の利用者負担額については半額とする。

(2) 多子世帯に係る特例措置

ア) 世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定こどもについて77,101円未満、保育認定こどもについて57,700円未満である場合について、第2子を半額・第3子以降を無償とする。特例措置の適用にあたり、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を廃止する。

イ) 世帯の市町村民税所得割合算額が、教育認定こども・保育認定こどもの両方について77,101円未満であって、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属するものが要保護者等に該当する場合について、第2子以降を無償とする。

《施設の案内》

施設名	所在地等	保育時間	定員	対象年齢
第一保育所	〒963-7847 字古館 143-1 TEL 26-2320	月～土 7時15分～18時15分	120名	満1歳～
第二保育所	〒963-7854 字松木下 62-1 TEL 26-1387	月～土 7時15分～18時15分	90名	生後6ヶ月～
認定こども園 クローバー保育園	〒963-7857 字当町 67-2 TEL 26-2061	平日 7時00分～18時00分 土曜日 8時00分～17時00分	60名	生後6ヶ月～
やどかり保育園	〒963-7807 大字形見字尾巻 188-1 TEL 26-2606	月～土 7時15分～18時15分	12名	生後6ヶ月 ～2歳
いしかわツリー トップ保育園	〒963-7862 字鹿ノ坂 2 番地 TEL 57-5550	月～土 7時15分～18時15分	14名	生後6ヶ月 ～2歳
※ 第一保育所、第二保育所及びやどかり保育園は通常保育終了後から 18 時 45 分まで 30 分の延長保育を行います。また、クローバー保育園も通常保育終了後から 18 時 30 分まで 30 分の延長保育を行います。 (いずれも料金は別途)				

お問合せ先：石川町教育委員会 教育課 こども係 TEL (0247) 26-0811 (直通)